



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○道路の区域変更（道路課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
正 誤	
○正誤（令2・12・18付け 告示）	3

告 示

高知県告示第147号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月22日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一  
 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号  
 株式会社カワマート 代表取締役 川間 凡也  
 四万十市有岡31番地1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ南国店  
 南国市大埴字樋掛甲2531

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数  
 (変更前)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1（店舗棟2北側）	144台

駐車場2（店舗棟2南側）	181台
駐車場3（店舗棟1南側）	94台
駐車場4（店舗棟1南側）	79台

(変更後)

駐車場の位置	収容台数
駐車場1（店舗棟1南側）	77台
駐車場2（店舗棟1南側）	80台
駐車場3（店舗棟2南側）	186台
駐車場4（店舗棟2北側）	97台

イ 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（店舗棟1南側）	60台
駐輪場2（店舗棟2南側）	104台

(変更後)

駐輪場の位置	収容台数
駐輪場1（店舗棟1南側）	18台
駐輪場2（店舗棟2南側）	15台
駐輪場3（店舗棟1南東側）	8台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設（店舗棟1北東側）	44.33平方メートル

荷さばき施設（店舗棟2西側）	117平方メートル
----------------	-----------

(変更後)

荷さばき施設の位置	面積
荷さばき施設1（店舗棟1北東側）	44.33平方メートル
荷さばき施設2（店舗棟2西側）	117平方メートル
荷さばき施設3（店舗棟1南東側）	27平方メートル

エ 廃棄物保管施設の位置及び容量  
(変更前)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設1（店舗棟2西側）	24立方メートル
廃棄物保管施設2（店舗棟1北東側）	37.92立方メートル

(変更後)

廃棄物保管施設の位置	容量
廃棄物保管施設1（店舗棟1北東側）	37.92立方メートル
廃棄物保管施設2（店舗棟2西側）	24立方メートル
廃棄物保管施設3（店舗棟1南東側）	1.16立方メートル

オ 大規模小売店舗において小売業を行うものの開店時刻及び閉店時刻

(変更前) マルナカ南国店 午前7時から午前零時まで  
 (変更後) マルナカ南国店 午前7時から午前零時まで  
 (仮称) シャトラーゼ南国店 午前9時から午後9時まで

(5) 変更年月日

令和4年10月1日

(6) 変更理由

店舗の増床及び既存施設の見直しによる効率的な店舗運営を図るため

- 2 届出年月日  
令和4年1月31日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

**高知県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐山田野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字ヌノ丸472番3から 香南市野市町西野字ヌノ丸475番1まで	前	17.5 } 20.0	25
	後	17.5 } 17.6	25

**高知県告示第149号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年2月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
安芸郡安田町与床字鳩岡山 796番1	280	令和4年2月22日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																								
令2・12・18	号外73	○告示	1	中 (32~45) 右 (1・2)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">410 - 36 -018</td> <td style="width: 10%;">井峯川 (1)</td> <td style="width: 40%;">高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）</td> <td style="width: 10%;">土石流</td> </tr> <tr> <td>410 - 36 -030 a</td> <td>鹿兒谷 川(2)</td> <td>高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	410 - 36 -018	井峯川 (1)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流	410 - 36 -030 a	鹿兒谷 川(2)	高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）	土石流	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">410 - 36 -018</td> <td style="width: 10%;">井峯川 (1)</td> <td style="width: 40%;">高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）</td> <td style="width: 10%;">土石流</td> </tr> <tr> <td>410 - 36 -020 a</td> <td>井峯川 (2)</td> <td>高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>410 - 36 -020 b</td> <td>井峯川 (3)</td> <td>高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td>410 - 36 -030 a</td> <td>鹿兒谷 川(2)</td> <td>高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）</td> <td>土石流</td> </tr> </table>	410 - 36 -018	井峯川 (1)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流	410 - 36 -020 a	井峯川 (2)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流	410 - 36 -020 b	井峯川 (3)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流	410 - 36 -030 a	鹿兒谷 川(2)	高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）	土石流
410 - 36 -018	井峯川 (1)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流																											
410 - 36 -030 a	鹿兒谷 川(2)	高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）	土石流																											
410 - 36 -018	井峯川 (1)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流																											
410 - 36 -020 a	井峯川 (2)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流																											
410 - 36 -020 b	井峯川 (3)	高岡郡日高村岩目地及 び本郷（別紙図面のと おり）	土石流																											
410 - 36 -030 a	鹿兒谷 川(2)	高岡郡日高村本郷（別 紙図面のとおり）	土石流																											